

次期管理計画改定のポイント及び改定スケジュール（案）

1. 次期管理計画について

- ・ 現行管理計画はえりも地域で繁殖するゼニガタアザラシ個体群が生息する地域（襟裳岬及びその周辺）を対象とし平成 28 年 3 月に策定されたもの（計画期間は 3 年間）。
- ・ 計画期間中にサケ定置網漁業が続き（平成 28・29 年度）、現行管理計画の評価を行いづらい状況となったことから、計画期間を 1 年間延長（H31.3 月→H32.3 月）。
- ・ 次期管理計画の見直し（改定）については令和元年度（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）中に行い、新管理計画は令和 2 年度から運用する。
- ・ 計画の変更にあたっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、予め利害関係人の意見を聞くとともに関係地方公共団体との協議が必要（第 7 条の 4）。

2. 改定のポイントについて（案）

- ・ えりも地域ゼニガタアザラシ管理事業は、現行管理計画に基づき毎年度策定する事業実施計画により実施しているものであり、管理計画には管理の目標、管理のための方策、被害防除対策に関する事項等を整理し、具体的な管理方法や捕獲目標等は毎年度定める事業実施計画において記載する（現行の枠組みを維持）。
- ・ 管理計画の計画期間は概ね 3 年間～5 年間とされているが、えりも地域におけるゼニガタアザラシ生息動向等は比較的安定しているとみられることや、サケ定置網漁業漁獲量の年次変動があるため、次期管理計画期間は期間を延長した 5 年間を検討する。この際、期間内に中間評価を行う旨を盛り込む。
- ・ 現行管理計画期間内における地域漁業の状況やゼニガタアザラシ管理事業（防除・捕獲・モニタリング）結果を基に事業の評価を行い、次期管理計画改定に当たっての基礎資料とする。
- ・ 改定にあたっては、科学的知見に基づく科学委員会意見とともに地元利害関係人の意見も取り入れるよう努める。
- ・ また、管理の目標設定に当たり、根拠となる情報の更新に努めるとともに、個体群絶滅を回避するための保全の方策についても記載の充実を図る。
- ・ その他、ゼニガタアザラシ管理に資する参考資料の更新を図る。

3. 改定スケジュール

| (年月) | 会議・手続き | 作業内容 |
|--------|---------------|---------------------------------|
| 5月30日 | 作業部会 | 管理目標の検討 |
| 7月19日 | 科学委員会 | これまでの管理事業の評価及び改定案への反映案（作業シート）検討 |
| (8月5日) | 保護管理協議会 | 改定にかかる漁業関係意見の聴取等 |
| (9月) | 作業部会 | 計画案の検討 |
| (10月) | 科学委員会 | 計画案の検討 |
| (11月) | 保護管理協議会 | 計画案の確定 |
| (11月) | 意見聴取・協議 | 意見聴取（利害関係人） 協議（関係地方行政機関） |
| (12月) | パブコメ | 約4週間 |
| (1月) | 中環審 | 中央環境審議会での諮問・答申 |
| (2月) | 科学委員会 | 計画の最終確認 |
| (3月) | 保護管理協議会 通知 | 計画確定 関係行政機関への通知 |

(管理計画改定に係る部分を抜粋記載)